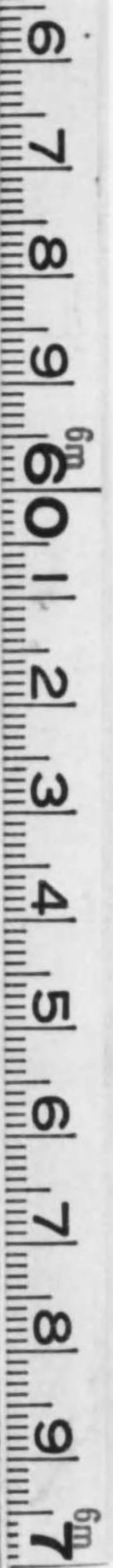


産業組合 東京支會報  
中央會

第二十號

特 252  
258



始



第二十號 目次

勅語

久美愛春秋……………梅原寅之助：一

新年度に直面して……………橋本生：四

◎雑報

大會決議事項の陳情……………梅原寅之助：一

聯合會總代會開催……………一四

聯合會長記念品贈呈經過報告……………一九

組合旗價格一部改正……………二二

◎支會記事

天機奉伺……………梅原寅之助：一四

產業組合役職員協議會概況……………二五

產業組合理事者養成講習會概況……………三〇

會員の加入……………三三

特252  
258

諒闇中年賀缺禮仕候

昭和二年一月

東京府產業組合係

農林主事 梅原寅之助

同 同 同 上栗原知

屬 農林主事補 片岡成

同 同 同 中西宗次

小吉田豊

小林利和

小池管次

桐島恒太郎

城島恒雄郎 平七郎 作文郎 一総精助

諒闇中年頭の賀詞缺禮仕候

昭和二年一月

產業組合中央會東京支會

會長 平塚廣義

副會長 菊池慎三

專務理事 矢野恕

理主事 梅原寅之助

事補佐橋本律二

溢谷良治

森隆治

西村憲太郎 正三

### ○帳簿及傳票實費配布

本會は舊紙或る印刷所と特約し組合の諸帳簿及傳票を實費配布する事とし各組合に對し之が申込方照會せしに幸ひ多數組合の申込を得既に夫々發送済の處今般更に今後の申込者に對しても義に發表の價格を以て配布する事に協定致しましたから未だ申込なき組合にして必要の向は此の際速に申込れたらし追て申込の際は同時に代金を送附せられたり、尙代金送附には可成本會振替口座を利用せられたし

(本會振替口座東京五〇八九八番)

記

### 產業組合各種帳簿並ニ傳票代實費

種別	市内		市外	
	二百頁	二、一〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
正味百枚綴各十冊ニ對スル實費			背文字押捺料荷造並ニ送料	
入金	八〇〇	八〇〇	送	料
出金	八〇〇	八〇〇	五十冊四十二錢、百冊八十四錢	
振替	一、一〇〇	一、一〇〇	送料十冊十八錢廿冊廿四錢 五十冊四十八錢廿冊廿四錢	一切ヲ含ム

## 勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ幾庶フ

惟フニ皇祖考觀聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ內文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラムコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖

リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚セムコトヲ懲ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ昂メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコトヲ是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ不顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

## 久美愛春秋

(其六)

梅原寅之助

### 一七 法制よりも運用

最近市街地信用組合をば産業組合より切離して單行法制定の意見あるやうに仄聞す。人各、其の見る所を異にするが故に、余輩敢て之を云爲せざるも刻下の問題は法よりも人にあり、形よりも實にあり。現行法に於ける市街地信用組合の規定は僅々數ヶ條に過ぎずと雖も完璧にして殆んど間然する所なかるべく、若し不備の點ありとすれば、其の點を改正するを以て足るべく、徒に類似單行法を頻發して民衆を取捨選擇に迷はしむるが如きは、全く無益の業にあらずや。左なきだに近時類似法律頻々として發令せられ屋上屋を架するの弊に堪へざらんとし、法制一元論の力説せらるる今日慎重考慮する所なかるべからず。吾人は住宅組合の建築組合に優越せる點あるを知らざるが、此種の事例は他に幾多あるも略し置かん。要は人を得すんば幾度び法規を改正するも、將又如何なる新法律を發布せらるゝも畢竟持腐りに終らんのみ。吾人が法制よりも運用にありと絶叫する所以のもの亦徒爾ならざるを信せすんばあらず。

### 一八 善因善果惡因惡果

適地を選定して善種を播き肥培耕耘を懇にして諸害を除かんか、期して美花良實を獲ること必然にして組合事業亦然り。乃ち準備行為を十分にして和衷協同最も眞面目に熱心に根氣克く至誠以て漸進

的に勇往せんか、其の發達期して待つべきのみ。若し斯くしても發達せざるものあらば、必ずや叙上の中何れかに缺陷あるを發見せざるを得ざるなり。

### 一九 旭天の荏原組合

府下組合の代表は荏原郡にあり其の實力に於て二市七郡三嶋嶼の夫れと相匹敵す。故加納子爵の遺業たる入新井組合は岩井氏其他の現役員に依て遺憾なく繼承せられ、貯金の如き百三十萬圓を突破し府下隨一たるは勿論、貸付の方法亦宜しきに適ひ、基礎の鞏固なること盤石の如し。

品川組合近年の創設にかかると雖騎虎の勢を以て猛進し、貯金百拾萬圓の多額に上り入新井組合に次ぐの好成績を示し、大崎組合の貯金亦百萬圓に垂んとし、蒲田組合、池上組合其他の新興組合相競ふて隆々たる活勢を帶び、前途益々多望なるを想はしむ、眞に人意を強ふするものと謂つべし。

### 二〇 知りて行ふ人格者にあり

組合精神を知りて行はざる人あり、知らずして行ふ人あり、長年關與して會得せざる人あり、短期間從事して通曉する人あり、責任感の深かき人あり、否らずして厚顔無智の人あり。世は千差萬別なりと雖組合界に欲求する人は、知りて行ふ人格者にあり、斯人さへあらば安全にして成功疑なし。

### 二一 府民代表に對しても

府下四百五拾萬の代表たる八十名の府議諸氏は組合の改質伸展を力説して産業組合獎勵費を滿場一致可決せらる。吾人業に組合事務に携はる者更に努力一番以て厚志に報ゆる所なかるべからず。

凡そ誠心誠意人事を盡して能はざるもの殆んど稀なり、軒て府下三百組合の面目を一新する近きにあ

らんとす、快又快。

### 二二 嶋嶼組合活勢の兆

大崎支廳の所在地元村に於て霜月十九日より五日間支會主催産業組合講習會を開設す。講師は梅原佐藤の兩氏にして、各村より集まる會員貳拾餘名、敢て多からずと雖最も眞面目に、最も熱心に聽講し、横嶼支廳終始激勵して組合中心に大に産業を興し富力を伸ばし、治ねく嶋民の幸福を計り文明の惠澤に浴せしめんことを宣す。

三原山上より四時諒々として白煙を噴出す光景は實に雄大にして山麓三千六百町歩の平野は尙開拓の餘地多く而も豐沃暖地にして動植物の育生に最適し、現人口二萬人に三層倍するの包答力ありと云ふ、蓋し南方一樂土たるを失はず。

## ◎新年度に直面して

橋本生

畏くも大行天皇には七千萬國民が赤心籠めて御平癒の一日も速かならん事を祈り奉りし甲斐もあらせられず遂に客臘二十五日御登遐あらせられ茲に圖らすも諒闇の新年を迎ふる事となつた。本府組合の大部は暦年に依つて事業年度を定めて居らるゝから組合の年度も亦新しくなる譯である。顧れば大正十五年度は極度の不景氣に終始したにも拘らずもなく漸次發展の状況を示しつゝあるは慶賀に堪えない。組合の經營事務整理等諸般の事項に就きては舊臘各郡市に於て役職員諸君の會合を煩し詳細研究協議し萬全を期せられん事を切望して置いたのであるから重ねて絮説する迄もないが。吾等は客月二十八日今上天皇陛下より文武百官に下し賜ひたる勅語を拜するに及び組合の任務の益々重きを感じざるを得ない。勿論御聖旨は何れも國民全般の眷々服膺せざるは申す迄もないが。我が殊に今上陛下には深く現下の思想及經濟状態を御慙念被遊「輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣旨相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ宣ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚セムコトヲ懋ムヘシ」と宣はせられた。此の御聖旨を拜するに及びては組合員の自治自榮の精神と共同相助の行動とに依り各自の産業及經濟の改善を圖ると共に更に進んで現在の經濟組織の欠陥を補ひ幣害を除き以て國民の最大幸福を圖らんとする即ち共存共榮を標語とする産業組合の關係者は深く聖旨を奉體し渾身の努力を以て益々堅實なる組合の發達を企圖し聖旨に報ひ奉る所あらねばならぬと思ふ。茲に新年度に際し組合當面の事項につき聊か希望の一端を申述べて組合關係者諸君の御一考を煩し組合の改質進展の資に供せんとするも亦此の趣旨に外ならぬ。

### 一、組合是の設定

組合是の設定に就きては大正十四年六月開催の産業組合法發布二十五周年記念大會に於て本府組合は之が記念事業の一として一齊に之を設定する事に決議せられたるを以て本會は直に組合是の標準を定め一般組合の参考に供したる所なりしが乍遺憾一般に實行せらるゝに至らなかつた。本會は重ねて昨秋八王子市に開催の大會に際し既に之を設定し夫々計畫實行に進みつゝある二三組合の組合是を摘録し印刷配布すると共に速に設定方を懇通して置いた。組合是設定の必要は今更度々を要する迄もないのであるから新年度と共に未設定の組合は速に設定せられん事を切望して已まぬ。

### 二、役員の選任に就て

役員の選任に就きては客年三月開催の府下産業組合役職員協議會に於て「産業組合の改質伸展に關する件との本府提出問題に對する決議事項」第一項に「總て役員には人格高く且つ組合長には德望高き資產家を、専務理事には經理的手腕家を、監事には權威ある監査的智能家を選任する事」との決議を得た。將に斯の通りで何等蛇足を加ふる必要を認めるが更に一步を進め此の適人を選任するに當りても徒らに舊慣に拘泥し一部階級のみより選任する等の事なく苟も人格手腕に於て相當の者あらばあらゆる階級より相當數を選任するは勿論役員中には亦相當數の年少氣鋭の士を加へらるゝ様選任せられたいと思ふ。是決して新規を好むに非ずして今日最も民衆的なるべき組合の經營が兎角一部階級に偏するとか甚しきは假面を被りし脫稅組合なりとかの非難を耳にするは畢竟するに組合の機關が一部階級にのみ獨占せらるゝの結果不知不識の間に斯る状況に陥る組合があるではあるまいか。須く組合は機關たる役員其の者を各階級より選任し相協力し組合の經營に當り斯る非難は速に一掃せねばなら

ぬと思ふ。例令斯の如き弊害なき組合と雖も民衆的の機關たる事を誇りとする組合は將來斯くならねば時代の趨勢に添ふ能はずと信する老婆心に外ならぬ。更に又役員に新進氣鋭の士を求むるは決して老人を蔑視するにあらずして一は以て次代の經營者を養成し組合の經營上後顧の憂なからしむると共に一は今日「組合の經營が餘りに平凡化し萬難を排しても漸を追ふて新規事業を經營せんとする熱乏し」と慨嘆するものある時に際し一脈の熱血を注ぎ組合に生氣あるらしめんとするに外ならぬ。希くは役員の改選期にある組合は幸ひ之を實行せられん事を。

### 三、總會の利用

總會の利用に就きては本會々報第六號に於て希望を申述て置いた。即ち總會は一年一回の組合員の集會であるから型の通り決議事項を議了し只講演を聞せた丈では遺憾である事情が許すなら總會終了後組合役職員と組合員が相寛いて懇談會でも開いて役員は組合の事業に就て充分説明し組合員には又己の希望や抱負を充分吐露せしめる様な機會を與ふる事は出來ないものかと云ふ事を。然るに其の後各組合の總會の實情を見るに之を試らるゝもの甚だ渺々は遺憾である。成る程當初は議論も出様、不平も出様、然しながら組合の經營に當る理事者が組合員の苦情や不平を聞いて經營の資に供する推量があるならば將來組合の經營上資する所が必ず渺くないと思ふ。今日社會の指導者を以て任するの士は須く社會の底部に流るゝ暗流の音に常に注意せなければならぬ。況んや産業組合の如き民衆的機關の經營者に於て然りである。幸ひ来るべき總會から之れを試られん事を重ねて切望すると共に兎に角總會は組合員に對し組合精神を徹底せしむる好機會であるから種々工風を懲し之を利用せられん事に努められたい。

### 四、剩餘金の處分

本府の組合も輓近漸次内容充實、從て剩餘金の金額も著しき勢を以て増加しつゝある組合も尠くない。勿論組合の成績を剩餘金の多寡のみに依りて率する事の能はぬは申す迄もないが剩餘金の多寡が組合の良否を鑑別する又一種のパロメーターハタリとせば此の状況は誠に慶賀せざるを得ない。然ながら申す迄もなく剩餘金は組合の一年中の努力の結晶であるから之が處分に當りても亦慎重に考慮せらるべきであると思ふが多くの組合の實際を見ると殆ど無頓着に處分せられ辛して組合法や定款の規定に違反せざれば差支ない様に考へて居らるゝは遺憾である。加之殊に資本にのみ厚い處分をせらるゝは時代の進運と機關の性質とに鑑み餘程考究の餘地があると思ふ。大正十四年度の實情を見るも専だしきは拂込済出資金の十割以上の剩餘金を悉く積立金と普通配當金とに處分せられ然も積立金は又悉く拂込済出資金に應じ持分を算定せらるゝ如き組合もないではない。斯の如き組合は稀有とするも此の筆法で二割三割に達する組合は決して尠くない。かかる状態では組合の經營が營利主義に墮するど云ふ非難を蒙るも無理はない勿論組合が相當の剩餘金を擧げらるゝ事は強ち悪い事ではない然ながら組合の剩餘金は決して資本の力のみで生じたものではなく左記の様な成因に依つて生ずるのであるから剩餘金の處分も亦之等成因に適應する様處分する事に一段の研究を煩したい。

#### 剩餘金の成因

- イ、役職員の努力
- ロ、組合員の協力
- ハ、資本へ出資金又は積立金
- ニ、事業の分量（利用の効果）
- ホ、聯絡機關の援助

へ、取引先の勉強  
ト、設備の効果  
チ、物價の自然騰貴  
リ、國家の保護

ヌ、經濟界の變動

即ち以上の様な成因から成立つて居るのであるから此の成因と法令定款の規程とを對照して適當に處分せられたい。勿論此の成因は個々の組合の實情に依り其の割合が異なるのであるから剩餘金の處分も亦如何なる種目に對し如何なる割合を以て處分すれば適當なりやに至りては容易に一般的の標準は示し難いか要は此の成因と個々の組合の其の年度の事業の實績とを對照せらるれば自ら適當の處分方法が考案せらるゝ事と思ふ。

例へば法定の積立金や設備費の消却の如きものは一定の標準に基き處分せらるべきは勿論であるが其他のものに對しては其の年度の剩餘金が役職員の特別の努力に依つて多額を生じた場合には此等の賞與金を相當増加するとか、又組合員がよく組合を利用し爲に事業分量の増加せる結果生じたる場合は特別配當金を増加するとか或は又經濟界の變動物價の自然騰貴に依つてより多く生じた場合は又反対の場合に備ふる爲危險準備積立金を増加する等の事は自然と考案せらるゝ事と思ふ。更に又將來の問題としては國家に對する報恩的の施設として剩餘金の一部を組合員の教育費に使用するとか又は一般社會公共的施設に使用するとか云ふ様な事も大に研究の必要があると思ふ。

以上要するに剩餘金の虛分を理想的に決定する事は極めて複雑であつて限りある。紙面を以て容易に盡す事は出來ないが尠くも前に述べた様な不穩當な處分の方法は速に改善せらるゝと共に漸を追つて合理的に案分する様工風せられん事を希望して已まぬ尙述べたい事も種々あるが紙面が許さぬから稿を改めて申述べる事と仕様う。(終り)



雑 報

◎大會決議事項の陳情

垣屋忠次郎

東支發第五二號

陳 情 書

今般政府ニ於テハ我國金融制度ノ現狀及其ノ缺陷ヲ調査シ之カ整備改善ヲ樹立スルノ目的ヲ以テ金

融制度調査會ヲ設置セラレ廣ク朝野ノ權威者ヲ委員ニ舉ケ折角調査研究セラル、ハ邦家ノ爲誠ニ慶賀ニ堪エザル次第ニ有之候然ルニ此等調査委員ノ諸氏ハ概々銀行關係者カ否ラサレハ一般金融ニ關スル權威者ノミニ局限セラレタルヤノ感有之候申上クル迄モナク信用組合ハ今ヤ全國殆ト各町村ニ

各年十月二日八王子市に於て開催の第二回東京府  
産業組合大會に於て決議せられたる諸事項に付て 東支發第五二號

は其の後左記の通り陳情書を作成し十一月三日左記實行委員と共に本會橋本主事同道各當局を訪問し之が實現方陳情せり。

實行委員有限責任 日東建築信購組合 理事子爵 白川資長 同 同 東京建築信購利組合 理事 西垣恒矩 同 同 永樂信用組合 理事 永谷武右衛門 同 同 東京信用組合理事

## 陳情書

普及シ農村金融ノ樞軸タルハ勿論市街地ニ於テモ  
輓近頃ニ發達シ唯一無二ノ庶民金融機關トシテ重  
要視セラレ尙將來大ニ之カ改善充實ヲ圖リ以テ本  
邦金融制度ノ完璧ヲ期スヘク囁望セラレ居候折柄  
産業組合關係者ヨリハ只僅ニ志村中央會頭ノ任命  
ヲ見タルニ過キサルハ誠ニ遺憾ノ次第ニ有之候就  
テハ此ノ際信用組合理事及一般産業組合關係者ヨ  
リモ尙相當數ノ委員ヲ任命セラル、様特ニ御詮議  
相成度右第二回東京府産業組合大會ノ決議ニ基キ  
及陳情候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

大藏大臣片岡直溫殿

記

## 大會決議抄錄

一、金融制度調査會に信用組合理事より相當數の  
民間委員を擧げらるゝ様其の筋に建議の件（満  
場一致可決）

東支發第五二號

震災被害組合ニ供給セラレタル低利資金ニ付相當  
償還期限ヲ延長セラレ供給者タル勸業農工兩銀行  
ニ對シ個々ノ組合ノ實狀ニ鑑ミ定期貸付金ノ再貸  
又ハ年賦貸付ノ年限延長等ノ要望ニ應スル様御指  
示ヲ仰キ以テ震災復興ノ實ヲ舉ケシムヘキ様特ニ  
御配意相成度右第二回東京府産業組合大會ノ決議  
ニ基キ及陳情候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

農林大臣町田忠治殿

大藏大臣片岡直溫殿

記

大會決議抄錄

一、震災に遭遇したる産業組合の現在借入れたる  
低利資金に付保護救濟方要望の件（満場一致可  
決）

東支發第五二號

陳情書

本府ノ産業組合ハ多年當局ノ指導宜シキヲ得タル  
ト關係各方面ノ御援助トニ依リ漸次順調ナル發達  
ヲ遂ケツ、有之候處不幸東京市ノ組合ハ大正十二  
年ノ大震火災ニ罹リ甚大ナル損害ヲ蒙リ當時組合  
ノ前途ハ誠ニ憂慮ニ堪エサルモノ有之候シモ幸ヒ  
當局ノ厚キ御援助ニ依リ多額ノ低利資金ヲ得テ其  
ノ大部分ハ漸ク復興緒ニ就キツ、有之候然リト雖  
モ此等諸組合ハ組合自體ノ災害多大ナルト共ニ組  
合員ノ大多數亦罹災者ニシテ掲テ、加ヘテ引續ク  
財界不況トハ益々組合事業ノ經營ヲ困難ナラシメ  
從テ御府ヨリ供給セラタル低利資金ノ償還資金ノ  
調達ニ付キテモ尠ナカラス苦慮致シ居ル實情ニ有  
之候就テハ事情御洞察ノ上震災被害組合ニ供給セ  
ラレタル低利資金ニ對シテハ個々ノ組合ノ實情ニ  
鑑ミ此ノ際償還期限ヲ相當延期相成様御配慮相成  
度尙勸業農工兩銀行ヲ通シ供給セラレタル低利資  
金ニ對シテハ別紙ノ通り關係各省及銀行當局ニ夫  
々陳情致シ置キ候ニ付之亦速ニ實現相成様御助力  
賜リ度右第二回東京府産業組合大會ノ決議ニ基キ  
及陳情候也

本府ノ産業組合ハ多年御府ノ施設宜シキヲ得タル  
大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義  
東京府知事平塚廣義殿

記

## 大會決議抄錄

一、震災に遭遇したる産業組合の現在借入れたる  
低利資金に付保護救濟方要望の件（満場一致可  
決）

東支發第五二號

客月二日府下八王子市に於テ開催の本會主催第二  
回東京府産業組合大會に於て左記の件満場一致可  
決致し候に付可然御配慮相成度右上申候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義  
農林大臣町田忠治殿  
大藏大臣片岡直溫殿

記

一、政府に於て産業組合法改正委員會を設置せら  
るゝ場合には産業組合理事よりも委員を擧げら  
るゝ様其筋に要望の件（満場一致可決）

二、産業組合に供給せらるへき低利資金は之を全

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義  
東京府知事平塚廣義殿

記

## 大會決議抄錄

五、産業組合中央會東京支會に對する補助増額の  
件（可決）

六、一市三多摩郡に於ける産業組合の普及發達を  
圖る爲適當の場所に支會出張所を設置せられ度  
件

七、府下産業組合の堅實なる發達を期する爲支會  
に於て各郡に指導員を配置し之が經費に對して  
は本府より相當補助せらるゝ様其の筋に要望の  
件

決議 右六七問を合せ左の通り修正可決

産業組合の堅實なる發達を圖る爲適當の場所に  
支會出張所を設けられ度きこと

東支發第五二號

## 陳情書

本府ノ産業組合モ輓近時勢ノ要求ト府民ノ覺醒ト  
ニ依リ漸次發展ノ狀況ニハ有之候得共將來一層堅  
實ナル發達ヲ遂ケ眞ニ中小產者ノ福利增進機關タ  
ルノ實績ヲ舉ケシムルニハ普ク府民一般ニ産業組

部産業組合中央金庫に於て取扱ひ得る様其の筋  
に建議の件（満場一致可決）

東支發第五二號

## 陳情書

本會大正十六年度新施設事業ニ對スル補助増額ノ  
件ニ對シテハ曩ニ本年九月二日付ヲ以テ及陳情置  
キ候處更ニ客月二日八王子市ニ於テ開催ノ第二回  
東京府産業組合大會ニ於テ左記ノ通り決議致シ候  
ニ就テハ三多摩郡ニ出張所設置ノ件ハ愈々其ノ緊  
切ナルヲ被認ルルノミナラス他ノ新施設事業ニ對  
シテモ之カ實現ニ對シ會員ノ要望切ナルモノ有之  
候ニ付本會ハ是非共豫定計畫ノ通り實行致シ度候  
條既ニ夫々御考慮中ノ事トハ存シ候得共何卒前回  
陳情ノ通り補助増額相成様致シ度此段重ネテ及陳  
情候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義  
東京府知事平塚廣義殿

記

合ノ使命ト効用トヲ知ラシメ以テ組合ノ運用上過  
誤ナカラシムルカ最モ肝要ト被存候而シテ之カ方  
法素ヨリ一ニシテ足ラスト雖モ次代國民ノ中堅タ  
ルヘキ青少年ヲシテ組合精神ノ眞髓ヲ知ラシメ以  
テ其ノ自覺ヲ促シ廳テ丁年ニ達シ實社會ニ出ツル  
モノヨリ漸次組合經營ニ參與セシムルハ將來ノ組  
合發達上最モ効果多カルヘクト被存候加之、今ヤ  
我經濟界ノ趨勢ハ共同ノ施設ニ依リ相互ノ福利ヲ  
増進スヘキ産業組合ノ如キ機關ノ發達ヲ欲求スル  
コト愈々切ナルモノ有之思想界ノ狀勢又相互扶助  
ト共存同榮トヲ標的トスル組合機能ノ活動ニ期待  
スルコト尠カラサル狀況ニ有之候折柄次代町村ノ  
公民タルヘキ青少年ニ對シ之カ趣旨効用ノ一般ヲ  
知ラシムルハ公民教育上ヨリ見ルモ又最モ適切ナ  
ル事項ト被存候條本府青年訓練所授業科目中ニ速  
ニ産業組合ヲ挿入セシムル様御指示相成度右第二  
回東京府産業組合大會ノ決議ニ基キ及陳情候也  
追て青年訓練所の職員に對する講習會等の施設  
有之場合若くは訓練所に於て臨時組合に關する  
講演會等を開催せらるゝ場合は必要に應じ出來

得る限り本會より講師派遣可致候條右御了承の上可御配慮相成度此段申添候也

大正十五年十一月三日

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

東京府知事平塚廣義殿

記

#### 大會決議抄錄

一、組合精神を一層作興する適當なる方法如何

蒲場一致を以て左の通り可決

- (1) 組合の實力に伴ひ組合趣旨の普及徹底其他社會的施設の爲に毎年相當の費用を支出すること
- (2) 活動寫眞、通俗講演會、講習會等の開催又は簡易印刷物等に依り組合の精神及事業狀況を會得せしむること。
- (3) 町村役場學校青年團宗教團體其の他の諸團體との聯絡を一層密にし組合趣旨の宣傳徹底に努むること。
- (4) 消費的購買組合にありては婦人部を設け組合事業と家事經濟との聯絡を密にすること。

大正十五年十一月三日

東支發第五二號

産業組合中央會東京支會長平塚廣義

産業組合中央會頭志村源太郎殿  
客月二日府下八王子市に於て開催の本會主催第二回東京府產業組合大會に於て決議致し候事項に關し別紙の通り關係各省及勸業農工兩銀行當局に對し陳情致し置候條速に其の目的の貫徹せらるゝ様御助力相成度此段及御依頼候也

#### ◎聯合會總代會開催

有限責任東京府信用購買組合聯合會は客廳二十二日府立商工獎勵館談話室に於て總代會を開催せり當日農林省よりは松本事務官東京府よりは梅原上

議長指名推薦ノ方法ニ依リ選舉ノ結果左記ノ通  
然リ當選セリ

理事 有限責任澁谷町共濟信購利組合理事  
荒文雄

監事 同 東京醫師建築信購利組合理事  
輕修伯

同 同 信用組合第一金庫理事  
江平林作

同 同 青梅織物信用組合理事  
井上倉吉

議案第十號 會長常務理事報酬ノ件(總年額ヲ六千圓トシ會長常務理事ニ對スル各給與額ハ理事者ニ一任スルコトニ決定)

議案第十一號 退任理事監事ニ慰勞金贈呈ノ件(退職給與規程ニ基キ給與スルコトニ決定)  
因に當日承認せられたる貸借對照表及損益計算書を掲記すれば左の如し。

- 田兩主事其の他係官臨席聯合會側は東園會長東海林專務理事外役員全員出席總代は總數二十四組合中十九組合出席し午前十一時開會東園會長議長席に着き左記議案を議了し正午閉會せり。
- 議案第一號 大正十五年度財產目錄貸借對照表事業報告書剩餘金處分案承認ノ件(原案承認)
- 議案第二號 定款一部變更ノ件(原案可決)
- 議案第三號 役職員退職給與金規定改正ノ件(原案可決)
- 議案第四號 加入金増口金決定ノ件(出資壹口ニ付キ金五圓ト決定ス)
- 議案第五號 大正十六年度借入金最高限度決定ノ件(金五百萬圓ト決定)
- 議案第六號 大正十六年度中一組合ニ貸付スヘキ最高限度決定ノ件(金三十萬圓ト決定)
- 議案第七號 取引銀行決定ノ件(株式會社日本勸業銀行株式會社三菱銀行ニ決定)
- 議案第八號 第一準備金第二準備特別積立金ヲ事業資金ニ融通ノ件(可決)
- 議案第九號 理事一名監事三名選舉ノ件

東京府信用購買組合聯合會  
責任有限公司

責任有限公司  
東京府信用購買組合聯合會

貸借對照表

(大正十五年末現在)

貸種目

同上 損益計算書

假拂未收貸付金利息 金未收當座貸越金利息  
未收預ヶ金利息 未收證券利息  
未收賣却品代金收  
未經過借入金利息  
未收金未收金  
同種利目

六、五六九三六	二五、二八五七〇	四一二七一
三、一二三〇四	八、〇四二三〇	一六、四〇五六九
七五〇〇〇	八四三三〇	八、〇四二三〇
四九九、五四六三五	四九九、五四六三五	四九九、五四六三五
益額	損益計算	金
一一〇、一五四四九	一一〇、一五四四九	四四、一二九六一
一、〇九九三九	一、〇九九三九	四、四六〇三九
一〇、三二二二三	一〇、三二二二三	一〇、三二二二三

全國購買組合聯合會諸理借貯種書計剩前未經過貸付金利息金貨金代品利資出申込拂貯入金利息金費給酬息息費給酬息息

一、四六二	六七、五七四
一〇、二九〇	五四
四一、七二六	五一
二、三〇三	二九
一六、三六二	一五二
一六、三六二	八一
九六、七〇七	七八
六三一	五六
四、四九九、五四六	三五
一、〇一、五三四	八五
六四、四五五	八五
四、三四九	八〇〇
一三、一九四	〇〇〇
一、五一七	一六

差引剩餘金九萬七千參百參拾九圓參拾四錢也

◎聯合會長記念品贈呈紀過耕告

何れ適當の機會に於て本會の機關に圖り決定する事とし取り敢す受領する事とせり。

客年七月前聯合會長早川鯨洋田徹任せし東園現  
會長就任せられたるに對し同月二十六日支會長及  
各郡市有志組合發起の下に上野靜養軒に於て之が  
歎送迎會を開催せし處なりしが席上偶々前聯合會  
長に對し寄附金を募集し記念品を贈呈し度しその  
議出で滿場一致を以て可決せられ之が取纏め方支  
會に一任せられたるを以て本會は右歎送迎會發起

一金貳百圓也　寄附金總額寄附組合名別紙ノ通  
支　出　リ  
一金貳百圓也　記念品料トシテ現金ヲ以テ贈呈  
差引殘金ナシ  
右ノ通り

## 感 謝 狀

て超えて十月十五日發起人總代澁谷町共濟信用購  
買利用組合理事荒文雄氏並に本會橋木主事同道早  
川氏邸を訪問し左記感謝狀に目錄を添へ贈呈の手  
續を了したるに同氏は喜んで受領せられ厚く感謝  
の意を述べられたる後折返し右記念品料として贈  
呈したる金圓を本會事業資金として寄附せられた  
き旨申し出られたり本會は一應辭退せるも同氏の  
切なる申出なりしかば右寄附金の使途に就きては

聯合會長御就任中は公私御多端にも不拘會務の刷新と事業の發展とに對し多大の御盡力を辱ふし爲に震災に依り大打撃を蒙り一時前途を悲觀せられたる同會も今や整理は着々進捗せられ基礎漸く鞏固を加へ尙將來益々發展の狀況を呈せるは全く貴下御經營の宜しきを得たるの賛にして會員一同深

く感謝措く能はさる所に有之候就ては同會長御辭任に際し聊か感謝の意を表する爲別途記念品贈呈致度候條御受納被下度此段御挨拶旁得貴意候敬具

大正十五年十月  
發起人總代 產業組合中央會東京支會長平塚廣義  
早川鐵治殿

◎記念品寄附組合名

川	羽	尾	日	信	用	組	合	平	信	用	組	合	平	和	金
井	村	久	東	豐	杉	和	瀧	井	大	東	帝	大	住	淺	購
井	上	町	建	並	谷	和	瀧	王	八	都	都	正	宅	草	版
信	組	信	築	町	町	共	井	子	東	醫	醫	信	地	信	利
購	組	用	信	信	信	濟	大	信	帝	師	師	用	購	購	組
組	組	組	組	組	組	信	王	信	東	織	織	組	組	組	組
合	合	合	合	合	合	信	子	子	都	物	物	合	調	利	購
合	合	合	合	合	合	購	信	信	醫	製	製	節	節	利	利
合	合	合	合	合	合	販	購	購	師	造	造	社	合	組	組
合	合	合	合	合	合	利	利	利	建	信	信	合	合	組	組

舊職夫々頭書の通拜命し内務部商工課に於て産業組合事務に從事致すことと相成候に就ては素より淺學菲才到底其の器に非す候へ共今後の研究と産業組合關係各位の御援助とにより魯鈍に鞭ち熱誠以て斯道に勉勵可致候間何卒宜敷御交誼を賜り度何れ拜趨御面接の機も得られ候はゞ萬々可申述候

◎就任御挨拶

得共不取敢誌上卷以て御挨拶迄如期御座候 敬具  
昭和二年一月

甲	甲	甲	種
第	第	第	
三	二	一	類
號	號	號	
同	同	一枚二付	價
壹	圓	六	格
圓	貳	拾	
七	拾	錢	
錢			

◎組合旗價格一部改正（甲號）

先般産業組合中央會に於て取扱ひたる組合旗の内  
甲號（新モス）各種は染色稍々不完全の點あり今回  
本染として價格左記の通り改正の旨通知ありまし

たかひ爾移甲號御注文の際は此旨御詔みの上御申込下さい。

若坪元鍵青成霞西小吉福戸本龜砂  
郷田村水梅木秋曾野生倉戸町  
村信信町信信木信信村信信  
信信生購信信信信信信信  
購生購販信信信信信信信  
購購販用信信信信信信信信  
販用販利組組組組組組組組  
組組組組組組組組組組組組組

田	信	購	利	組
多	摩	村	信	購
嶽		信	用	組
鷹	留	村	信	購
村	村	信	購	利
平	川	村	木	組
村	村	村	井	組
五	山	村	村	組
信	村	信	信	組
購	信	購	用	組
組	信	購	購	組
合	合	合	合	合

支會記事



◎天機奉伺

客廳中大行天皇 御容態御大切に際し本會は同月 同月二十日府立商工獎勵館に於て役職員協議會開  
二十二日會長名を以て府下產業組合員を代表し左 催の際出席者一同御平癒祈願の爲宮城及明治神宮  
記の通り天機を奉伺せり尙東京市部組合に於ては に參拜せり。

月 左 同月二十日府立商工獎勵館に於て役職員協議會開催の際出席者一同御平癒祈願の爲宮城及明治神宮に參拜せり。

聖上陛下 御容態御大切ノ趣恐懼ノ至リニ不堪候茲ニ本府產業組合員一同ヲ  
代表シ謹而奉伺天機仕候宜敷御執奏被下度候

宮内大臣一木喜徳郎殿

產業組合中央會東京支會長平塚廣義

# ◎ 產業組合役職員協議會概況

本府の産業組合の事業年度は大部分暦年なるを以て何れも決算期に差迫りたるも從來決算の方法總會開催の手續並に之に伴ふ官廳への届出又は報告書等に間々不備遗漏のものありて遺憾尠からざりしを以て之等諸事項の打合せ並に最近本府又は本會に於て各組合を調査せる結果に基き組合經營並

に一般事務整理上遺憾と認めたる事項其の他本會々務に就き種々打合せ又は協議の爲左記の通り各郡市に於て産業組合役職員協議會を開催せり。本府よりは中西、田口兩主事補、本會よりは橋本主事、佐藤主事補出席組合側よりは各郡市共大多數の組合より役職員一名以上出席左記各項に關し協議し何れも即日閉會せり。

北南西南南北豐莊東郡  
多多多葛豐多原京市  
摩摩摩飾島摩名  
郡郡郡郡郡郡市

同 同 同 同 同 同 同 十二月 催  
十 十 十 十 十 十 十 月  
八 七 六 一 五 四 三 十 日  
日 日 日 日 日 日 日

元	元	元	元	元	元	大	府
北	南	西	南	北	豐	立	商
多	多	多	葛	豐	多	工	獎
摩	摩	摩	飾	島	摩	勵	館
郡	郡	郡	郡	郡	郡	組	談
役	役	役	役	役	役	合	話
所	所	所	所	所	所	事	室

## 二、協議問題

- (一) 決算に關する注意事項の件  
 (二) 總會開催に關する注意事項の件  
 (三) 事業報告書作成に關する注意事項の件  
 (四) 諸報告及届出に關する件  
 (五) 組合經營並に一般事務整理上に關する注意の件

### 一般的注意事項

- (1) 經營の見込又は必要なき事業を組合の目的事項となせるものあり。  
 (2) 組合の區域外に居住せるものを組合に加入せしむるものあり。又は員外貸付、員外賣却、員外利用等をなすものあり。  
 (3) 組合の事務所に表札を掲示せざるものあり。  
 (4) 組合經營の事務及事業の一切を事務員に一任し理事は毫も省みざるものあり。  
 (5) 監事は往々有名無實にして其の職責を全ふせざるものめり。

- (6) 理事が組合と契約する場合に於て監事組合を代表せざるものあり。又契約書の形式のみ  
 (7) 假勘定の内容不明なるもの又は内容穩當ならざるものあり。  
 (8) 記帳を怠り、又は正確を缺き、爲に財務の現況明瞭を缺くものあり。  
 (9) 所有物件の評價適當ならざるもの、又は減價償却を爲さざるもの若は減價償却の適當ならざるものあり。  
 (10) 年度の中途に任意脱退を爲さしむるものあり。又法定脱退者の處理を怠るものあり。  
 (11) 裕餘金及積立金の預け入先を決議せざるものあり。或は決議せらも預け入先の適當と認め難きものあり。  
 (12) 現金の保管當を得ず、往々他の現金と混用するものあり。或は事業の分量に比し現金在高多きに過ぎるものあり。  
 (13) 貸付又は手形割引の最高限度の決定に當り組合資金の状態を考慮せず一部分の組合員の資産又は必要程度を基礎として決定せるの結構ひ事實上監事が承認せらるものと認め難きものあり。  
 (14) 定款に規定なきに拘らず從たる事務所を設くるものあり。  
 (15) 書類の整理亂雜に流るゝものあり又其の分類編綴適當ならざるものあり。

### 出資に關する事項

- (1) 出資の拂込に關し定款を遵守せざるものあり。  
 (2) 加入申込書讓受讓渡豫告脱退等の整理不充分のものあり。  
 (3) 法令を無視し口數減少を爲すものあり。  
 (4) 出資の拂込を現金を以てせしめず公債手形等を以て爲さしめ又は貸付金に振替へるものあり。  
 (5) 出資臺帳に依る拂込済出資元帳と不符合のものあり。  
 (6) 中央金庫並に聯合會配當又は預金利子等往々に收入済のものあり。  
 (7) 支出に關する領收書なきものあり。

### 損益に關する事項

- (1) 中央金庫並に聯合會配當又は預金利子等往々に收入済のものあり。  
 (2) 支出に關する領收書なきものあり。

### イ、貸付

- (1) 貸付金の回収を怠り資金の著しく固定せるものあり又は回収不能の貸付金を處分せざるものあり。
- (2) 定款に規定せるに不拘信用程度表を作製せざるものあり。
- (3) 役員若は一部組合員にのみ貸付金の偏するものあり。
- (4) 貸付最高限度を超過して貸付をなすものあり。
- (5) 貸付に際し用途調査の不充分なるものあり又は資金の用途不明のものあり。
- (6) 貸付最高限度を超過して資金の融通を受けんが爲家族又は他人名義を用ひ又は連帶債務或は保證債務の形式を探れるものあり。
- (7) 理事が多數組合員の保證人となり又は手形の裏書を爲すものあり。
- (8) 證書手形の形式又は契約の内容等不完全なものあり。
- (9) 組合の存續時期を超過したる期限の貸付を爲すものあり。

- ロ、貯金
- (1) 貯金利率の高率に失するものあり。
- (2) 組合員、家族、團體、員外貯金等の區別明瞭ならざるものあり。
- (3) 貯金臺帳に依る合計と元帳残高と不整合のものあり。
- (10) 組合に印鑑簿を備付せざる爲印鑑の疑しきものあり。
- (11) 貸付利率の高率に失するものあり又は定款の規定に違反せるものあり。
- (12) 當座貸越契約高を超過せるものあり或は契約を締結せずして當座貸越をなすものあり。
- (13) 貸付臺帳の合計と證書金額(一部償還を除く)の合計とが元帳残高と不整合のものあり。
- (14) 貸付臺帳に於て貸付金利息の記入なきもの又は收入月日の明瞭ならざるものあり。
- (15) 債還済にも不拘證書を還附せざるものあり。
- (16) 貸付金整理の理由を以て證書又は手形を組合事務所以外に持出す場合歸屬責任者の明かならざるものあり。

ものあり。

- (4) 貯金利息の元本繰入を定款の規定に違反せるものあり。
- (5) 貯金臺帳に於て利息の計算明かならざるものあり。
- (6) 積立貯金に對し未拂利息を計上せざるものあり。

### 三、事業組合に關する事項

- (1) 購買品残高棚卸勘定を爲さず單に帳尻を以て計上し又は其の見積價格の著しく妥當ならざるものあり。
- (2) 掛賣金の回收を怠り著しく多額に上れるものあり又は回収不能の未收金の處分を爲さざるものあり。
- (3) 物品受拂帳物品仕入帳物品賣却帳の備付を缺くものあり。
- (4) 購買残品仕入賣却残高及未收未拂の内容等元帳残高と不整合のものあり。
- (5) 委託販賣品整理簿を備付せざるものあり。
- (6) 利用設備の管理不適當なるものあり。

- (8) 利用料の回収を怠り未收金の著しく多額に上れるものあり。
- (8) 利用帳を備付せざるものあり又は之が整理の不完全なるものあり。

### 六、事業組合記念日の施設事項に關する件

- 今春創定せられたる事業組合記念日には各組合夫々適當なる事項を選定實行せられたる所なりしが明春は更に一層盛大に慶祝致し度に付各組合に於ては夫々地方に適切なる方法に依り實行せらるゝ様今より準備せられんことを望む。
- は春の記念日に全國組合の實行したる主なる(1)組合事務所及組合員各戸に組合旗及國旗の掲揚、(2)講演會の開催、(3)未加入者の加入勧誘及出資の増口、(4)各種記念貯金の實行(5)善行者の表彰、(6)購買組合の廉賣デー、(7)組合青年團處女會等の聯合運動會、(8)假裝行列(9)組合員一同氏神參拜、(10)事業組合婦人會の創立(11)祝賀會の開催(茶話會宴會)等(12)花火打上、(13)死亡組合員の追悼會、(14)小學校生徒

に産業組合の訓話依頼、(15)宣傳ポスター其他  
印刷物配布。

#### 七、諸帳簿及傳票の實費供給に關する件。

本會は前年末に於て主要簿及傳票の實費配布を實行せるに成績比較的に良好にして本年も既に之が取扱方申込の向も尠からざるを以て今般文祥堂と特約し組合の使用する諸帳簿及傳票を實費供給することをせり各組合に於ては必要のものあらば速に申込れんことを望む。

#### 八、産業組合の趣旨普及講習會に關する件。

本會は産業組合の趣旨を普く徹底せしむる目的を以て前年度より各組合の申込みに依り産業組合趣旨普及講習會を開催せるに出席者は

本會主催第二回産業組合實務講習會は既報の通り去る十月四日より十一月五日迄卅日間（但し日曜祭日を除き毎日午後六時より九時迄三時間）牛込區揚場町産業組合中央會事務所に於て開催せり。

りて講習期間を通じ八割即ち二十二日以上出席せられるもの拾六名にして之等に對して十一月五日講習終了後授與式を舉行し會長より夫々修了證書を授與せられたり因に講習生諸氏は盡間業務に服

#### 一、講習科目及講師名

科 目	日 數	時 間 数
信 用 組 合 の 經 營	三 日	九 時 間
購 販 利 組 合 の 經 營	三 日	九 時 間
產 業 組 合 簿 記	七 日	二 一 時 間
消 費 組 合 簿 記	二 日	六 時 間
產 業 組 合 關 係 法 規	二 日	二 一 時 間
珠 中 產 業 組 合 の 健 康 診 事 關 係	六 時 間	三 時 間
中 產 業 組 合 の 保 健 事 關 係	二 日	四 時 間
中 產 業 組 合 の 保 健 事 關 係	六 時 間	四 時 間

二、修了者氏名  
信利組合帝國金庫 書記 小 菅 翁 助  
豊玉庶民信用組合 事務員 野 瀬 三 郎

講 師	名
東京帝國大學教授農學博士	佐 藤 寛 次
產業組合中央會主事	左 子 清 道
產業組合中央會主事補	德 永 一 之 亟
東京帝國大學教授	本 位 田 祥 男
農林省事務官	周 東 英 雄
東京府農林主事	米 澤 恒 雄
東京支會主事	梅 原 寅 之 助
東京信用組合	橋 本 律 二
東京府信購組合聯合會主事補	高 澄 登 代 廉
日暮里信購組合	松 本 熊 吉

組合員のみならず青年團處女會其他の團體員も多數出席せられ組合趣旨の徹底上最も好都合にして必ずや將來の組合の發達上効果専からざるものと認むるを以て各組合に於ても適當の時期に之を開催せられんことを望む。

#### 九、講演會開催に關する件

從來通常總會の開催を機とし多數組合に於て講演會を開催せられ之が講師派遣の申請ありるも明年度よりは郡役所廢止の結果從來郡は本會に申請せらるゝこととなるべきを以て折角の希望に應する事能はさるやも計り難きを以て各組合に於て派遣希望の際は可成速に申請せられんことを望む。

馬込村農會技手 堀 越 恒 雄  
武藏野信用組合 書記 神 谷 一 郎  
信用組合巢鴨町金庫 二 木 相 策  
鶴戸町信用組合 書記 妹 尾 長 太 郎  
通信共濟購買組合 書記 井 戸 又 藏  
信用組合商業金庫 事務員 松 井 彌 一 郎

相互建築信購利組合 浅草區役所書記

新 井 正 義 夫  
遠 藤 正 謙 也  
狩 野 謙 平  
佐 藤 慎 直

本府の島嶼に於ける産業組合は明治三十九年小笠原漁業生産販賣組合の設立を嚆矢とし爾來相次で各島に設立せられたるも不幸解散の悲運に陥れる組合渺からざるのみならず現存の組合亦成績の舉れるもの甚た少きを遺憾とし本會は夙に之が振興策につき考慮中なりしか今回之が第一着手として十一月十九日より同月二十三日迄五日間大島にて理事者養成講習會を開催せり概況左の如し。

一、開催ノ場所 大島元村島廳内

二、講習期間 大正十五年十一月十九日より五日間

三、講習科目及講師名

◎産業組合理事者講習會概況

講習科目 講師名  
一、産業組合概論 東京府農林主事 梅原寅之助  
一、産業組合の經營 同 同 氏  
一、産業組合簿記 支會主事補 佐藤 隆治  
一、及設立手續 同  
四、講習生出席の状況

講習生は當初の申込二十六名にして内十九名は連日出席何れも全科目を終了せり之等の講習生に對しては同月二十三日の講習終了後授與式を挙行し夫々へ修業證書を授與せり因に今回の講習會は出席者必ずしも多しと云ふ能はさるも講習生は大島本島のみならず遠く新島神津島等より出席せられ終始極めて熱心に聽講せられ從來多く類例を見さ

る好成績を挙げ得たるは一に島廳の斡旋宜しきを得たる結果にして本會の感謝措く能はさる所にして之等熱心なる講習生諸君の努力と横島支廳長其

他の熱誠とは必ずや將來同島に於ける産業組合の面目を一新するに至るべきは信して疑はざる所なり。

◎會員ノ加入

組合名	事務所	加入年月日
有、同 榮 信 用 組 合	東京市芝區君塚町一四	大正十五年十一月十五日
同 西 巢 鴨 信 用 組 合	北豊島郡西巢鴨池袋八一六	同 年十二月十六日
同 中央ビルディング利用組合	東京市麹町區有樂町一ノ三	同 年十二月二十日



# 榮同存共

用利

貸付

定期、通知、特別當座、別段、當座貸金  
證書貸付、手形貸付、當座貸越

有限  
責任

東京府信用購買組合聯合會

丸ノ内ビルディング五階五三五號

電話牛込(五九二九番)  
振替口座東京一〇六八四番

加入

△未加入組合の御加入をお勧め致します  
△加入手續は簡単で御申込次第御通  
知致します



王  
目種品製

創立明治二十年  
過磷酸全酸肥  
晒酸硝加里肥  
耐酸粉苛性曹達肥  
硫酸苦土清澄劑酸鹽  
鐵器具硫黃合劑硫化亞鉛  
類料料類硝酸料料



株式会社肥料人日本大

地番七目丁二町樂永區町麹市京東  
電話(持)4592・6880・6813・6814・6815・6816・6817・當直用  
牛込(持)6014・6015・6916・6917・6918・6919・3746・(7117)



店支阪大

目丁四橋高區東市坂大

張出關下

小

張出樽小

目丁七町內色市樓小

張出城京

目丁二通門大南府城京鮮朝

王子工場  
鶴屋工場  
小松川工場

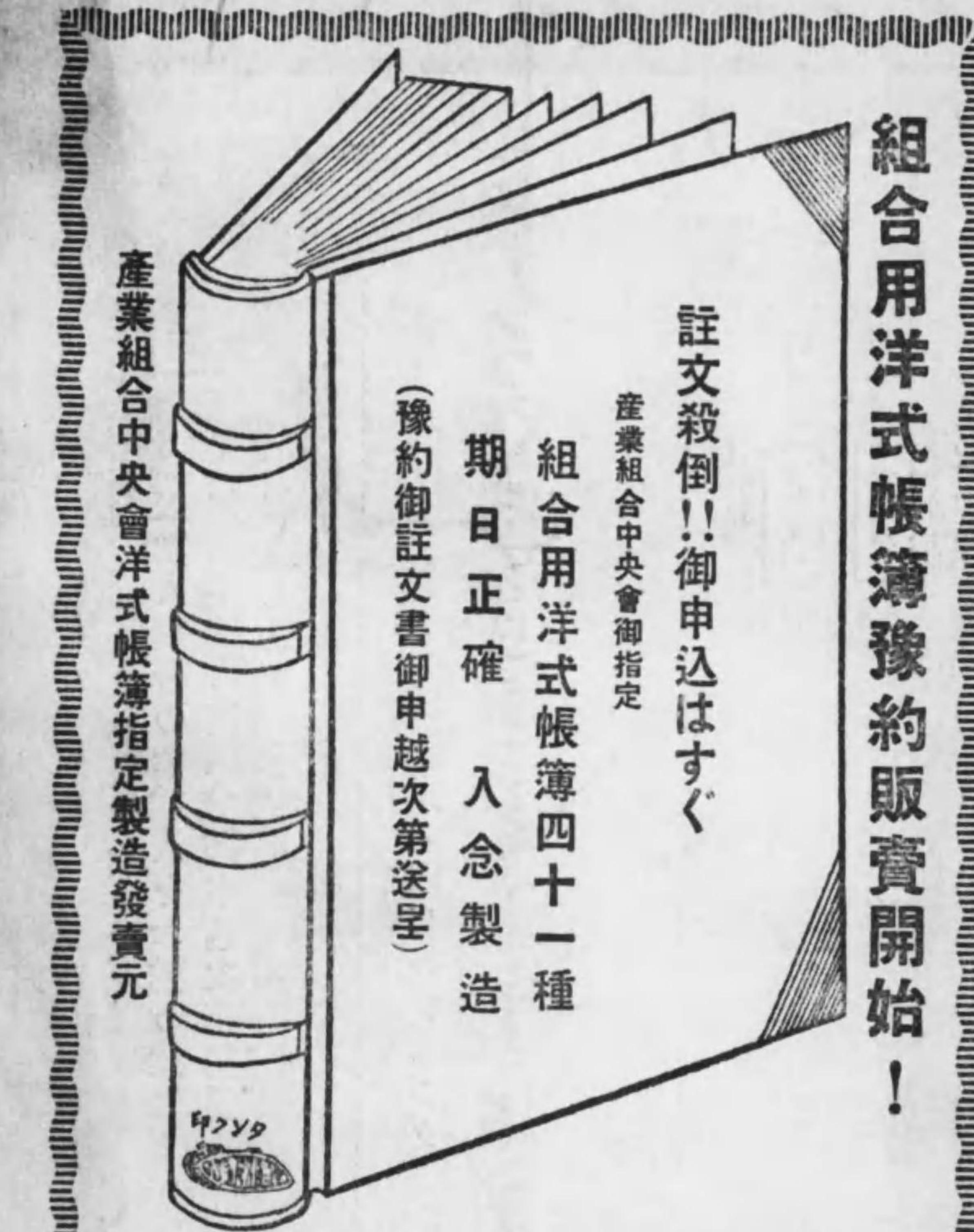
七尾川工場  
木下川工場  
木津川工場



(呈贈内案業營第次報御)

終

産業組合中央會洋式帳簿指定製造發賣元



註文殺倒!!御申込はすぐ

産業組合中央會御指定

組合用洋式帳簿四十一種  
期日正確 入念製造  
(豫約御註文書御申越次第送呈)

組合用洋式帳簿豫約販賣開始!

東京市銀座鎌屋町五番地  
株式會社 文祥堂

振替東京壹七壹八四番

電話京橋一三六〇番・五〇七五番

四七五二番・五〇七六番

銀座支店 銀座通新橋際 電話銀座七〇八二番

九ノ内支店 九ビル二階 電話牛込五七五一番